

座間市教育委員会臨時会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 議 案

- (1) 座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 座間市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- (3) 座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程
- (5) 座間市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程
- (6) 教育関係予算案に関する意見の申出について

5 閉 会

座間市教育委員会臨時会議事運営要領

| | |
|---------------|----------------------|
| 日 時 | 令和5年2月20日（月） 午前9時30分 |
| 場 所 | 座間市役所5階 教育委員会室 |
| 会 期 | 令和5年2月20日 1日間 |
| 会 議 録 署名委員 | 馬場委員 鈴木委員 |

| No. | 議案番号 | 議 案 事 項 名 | 提案説明者 |
|-----|------|---------------------------------------|-------|
| 1 | 9 | 座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則 | 教育部長 |
| 2 | 10 | 座間市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 | 教育部長 |
| 3 | 11 | 座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 | 教育部長 |
| 4 | 12 | 座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程 | 教育部長 |
| 5 | 13 | 座間市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程 | 教育部長 |
| 6 | 14 | 教育関係予算案に関する意見の申出について | 教育部長 |

議案第9号

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月20日提出

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘

提案理由

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織の改正並びに字句の整備をいたしたく提案するものである。

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則（昭和58年座間市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「庶務経理係」を「教育総務係」に、「施設係」を「学校施設係」に、「学校教育課」を「就学支援課」に、「学務係」を「就学支援係」に、「指導係」を「教育指導係」に、「市史文化財担当」を「文化財担当」に改める。

第6条を次のように改める。

（分掌事務）

第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。

教育部

教育総務課

- (1) 部内の連絡調整に関すること。
- (2) 教育委員会の会議に関すること。
- (3) 教育委員会の交際及び秘書に関すること。
- (4) 教育委員会の式典、叙位及び叙勲並びに表彰に関すること。
- (5) 総合教育会議の連絡調整に関すること。
- (6) 教育行政に関する相談に関すること。
- (7) 人権教育行政の連絡調整に関すること。
- (8) 公印の管理に関すること。
- (9) 例規の制定及び改廃に関すること。
- (10) 市費負担職員の人事等に関すること。
- (11) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の安全衛生に関すること。
- (12) 学校配当予算（保健給食関係は除く。）の執行管理に関すること。
- (13) 座間市教育施設整備基金に関すること。
- (14) 学校教材その他校具の整備に関すること。
- (15) 地方教育費等の調査及び統計等に関すること。
- (16) 学校施設の整備計画に関すること。
- (17) 学校その他教育機関の設置、変更及び廃止の届出に関すること。
- (18) 学校施設の管理に関すること。
- (19) 学校施設の使用に関すること。

就学支援課

- (1) 学校教職員の任免、服務その他人事に関すること。
- (2) 学校の組織及び学級編制に関すること。
- (3) 学齢簿の編成及び整理保管に関すること。

- (4) 児童生徒の就学に関する事。
- (5) 通学区域の設定及び変更に関する事。
- (6) 教職員互助会に関する事。
- (7) 就学援助費（特別支援教育就学奨励費を含む。）に関する事。
- (8) 奨学金に関する事。
- (9) 座間市奨学金基金に関する事。
- (10) 学校施設の環境衛生に関する事。
- (11) 児童生徒及び教職員の保健安全に関する事。
- (12) 学校医、歯科医、薬剤師及び学校保健団体に関する事。
- (13) 学校給食施設の整備計画及び管理に関する事。
- (14) 学校給食の運営指導助言に関する事。
- (15) 小学校給食費の徴収及び経理に関する事。
- (16) 通学路に関する事。
- (17) 学校災害見舞金に関する事。

教育指導課

- (1) 教科用図書及び準教科書の採択に関する事。
- (2) 各教科、道徳、特別活動等の指導助言に関する事。
- (3) 児童生徒指導、学校保健安全指導、食に関する指導及び進路指導に関する事。
- (4) 教員の研修に関する事。
- (5) 座間市学校課題協議会の庶務に関する事。
- (6) 座間市学校運営協議会の庶務に関する事。
- (7) その他学校教育の専門的事項の指導に関する事。

生涯学習課

- (1) 生涯学習の推進に関する事。
- (2) 公民館の支援及び連絡調整に関する事。
- (3) 社会教育施設の整備計画及び管理に関する事。
- (4) 座間市社会教育委員の庶務に関する事。
- (5) 市民文化の振興に関する事。
- (6) 市民文化会館の管理運営に関する事。
- (7) 公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団との連絡調整に関する事。
- (8) 文化財保護に関する事。
- (9) 座間市文化財保護委員会の庶務に関する事。
- (10) 開発事業に伴う埋蔵文化財保護に係る協議及び指導に関する事。
- (11) 市史関連刊行物の編さんに関する事。
- (12) 市史資料の収集・保存及び調査研究・公開に関する事。

(13) 座間市市史編さん審議会の庶務に関すること。

第7条の表中「学校課題協議会」を「座間市学校課題協議会」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条各号を次のように改める。

- (1) 公民館事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 公民館施設の管理及び利用に関すること。
- (3) 図書室の管理及び利用に関すること。
- (4) 社会教育関係団体及び機関の連絡調整に関すること。
- (5) 社会教育関係団体の育成及び支援に関すること。
- (6) 座間市立公民館運営審議会の庶務に関すること。
- (7) 公印の管理に関すること。

第11条第1項を次のように改める。

座間市立図書館条例（昭和53年座間市条例第12号）に基づき設けられた図書館に図書係を置き、その分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 図書館運営の企画及び調査に関すること。
- (2) 図書館施設の維持管理に関すること。
- (3) 公印の管理に関すること。
- (4) 座間市立図書館協議会の庶務に関すること。
- (5) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (6) 図書館資料の閲覧及び貸出に関すること。
- (7) 読書案内及び調査研究の相談に関すること。
- (8) 読書普及活動に関すること。
- (9) 移動図書館の運営に関すること。
- (10) 他の図書館との連絡及び協力に関すること。
- (11) 図書館関係団体及び機関との連絡及び協力に関すること。
- (12) 視聴覚ライブラリーに関すること。
- (13) その他図書館の目的達成に必要なこと。

第12条を次のように改める。

第12条 座間市教育研究所条例（昭和58年座間市条例第10号）に基づき設けられた教育研究所に研究相談係を置き、その分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 教育に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教育に関する図書及び資料の収集及び整備に関すること。
- (4) 教科用図書その他教材の取扱い、研究及び指導に関すること。

- (5) 教材の開発及び研究に関すること。
 - (6) 情報教育に関すること。
 - (7) 教育史の編さんに関すること。
 - (8) 教育相談に関すること。
 - (9) 教育支援教室の運営に関すること。
 - (10) 特別支援教育の研究及び指導に関すること。
 - (11) 座間市教育支援委員会の庶務に関すること。
 - (12) 就学相談に関すること。
 - (13) 公印の管理に関すること。
 - (14) その他教育研究所の目的達成に必要なこと。
- 2 教育研究所は、教育部に属する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則新旧対照表（案）

| 現行 | | 改正案 | |
|------------------------------------|-------|---------------------------------|-----------------|
| (部等の設置) | | (部等の設置) | |
| 第5条 事務局に次の部、課及び係を置く。 | | 第5条 事務局に次の部、課及び係を置く。 | |
| 教 育 部 | 教育総務課 | 庶務経理係 | 施設係 |
| | 学校教育課 | 学務係 | 保健給食係 |
| | 教育指導課 | 指導係 | |
| | 生涯学習課 | 生涯学習係 | 文化係 市 史文化財担当 |
| (分掌事務) | | (分掌事務) | |
| 第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 | | 第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 | |
| 教育部 | | 教育部 | |
| 教育総務課 | | 教育総務課 | |
| 庶務経理係 | | (1) 部内の連絡調整に関すること。 | |
| (1) 公印の管理に関すること。 | | (2) 教育委員会の会議に関すること。 | |
| (2) 規則、規程等の制定及び改廃に関すること。 | | (3) 教育委員会の交際及び秘書に関すること。 | |
| (3) 市費負担職員の人事等に関すること。 | | (4) 教育委員会の式典、叙位及び叙勲並びに表彰に関すること。 | |
| (4) 学校その他教育機関の設置、変更及び廃止の届出に関すること。 | | (5) 総合教育会議の連絡調整に関すること。 | |
| (5) 教育委員会の会議及び総合教育会議の連絡調整に関すること。 | | (6) 教育行政に関する相談に関すること。 | |
| (6) 人権教育行政の連絡調整に関すること。 | | (7) 人権教育行政の連絡調整に関すること。 | |
| (7) 学校関係予算の執行管理（学校給食関係は除く。）に関すること。 | | (8) 公印の管理に関すること。 | |
| (8) 学校教育統計に関すること。 | | (9) 例規の制定及び改廃に関すること。 | |
| | | (10) 市費負担職員の人事等に関すること。 | |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(9) <u>教育行政に関する相談に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(10) <u>学校教材その他校具の整備に関</u> <u>すること。</u></p> <p>(11) <u>奨学金に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(12) <u>座間市教育施設整備基金に関す</u> <u>ること。</u></p> <p>(13) <u>座間市奨学金基金に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>(14) <u>課内の予算調整及び執行管理</u> <u>(学校給食関係は除く。)</u> <u>に関</u> <u>すること。</u></p> <p>(15) <u>部内及び課内の庶務並びに課内</u> <u>他の係に属さない</u> <u>こと。</u></p> | <p>(11) <u>教育委員会事務局及び学校その他</u> <u>の教育機関の職員の安全衛生に関</u> <u>すること。</u></p> <p>(12) <u>学校配当予算(保健給食関係は除</u> <u>く。)</u> <u>の執行管理に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(13) <u>座間市教育施設整備基金に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(14) <u>学校教材その他校具の整備に関す</u> <u>ること。</u></p> <p>(15) <u>地方教育費等の調査及び統計等に</u> <u>関すること。</u></p> <p>(16) <u>学校施設の整備計画に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>(17) <u>学校その他教育機関の設置、変更</u> <u>及び廃止の届出に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(18) <u>学校施設の管理に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(19) <u>学校施設の使用に関する</u> <u>こと。</u></p> |
| <p><u>施設係</u></p> | <p><u>就学支援課</u></p> |
| <p>(1) <u>学校施設(学校給食施設関係は</u> <u>除く。)</u> <u>の管理及び目的外使用</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(2) <u>学校施設に係る国庫補助(学校</u> <u>給食施設関係は除く。)</u> <u>申請等</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(3) <u>学校施設の建設計画並びに施設</u> <u>台帳の整備及び調査に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(4) <u>学校施設のエコ化の推進に関す</u> <u>ること。</u></p> | <p>(1) <u>学校教職員の任免、服務その他人</u> <u>事に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(2) <u>学校の組織及び学級編制に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(3) <u>学齢簿の編成及び整理保管に関す</u> <u>ること。</u></p> <p>(4) <u>児童生徒の就学に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(5) <u>通学区域の設定及び変更に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(6) <u>教職員互助会に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(7) <u>就学援助費(特別支援教育就学奨</u> <u>励費を含む。)</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(8) <u>奨学金に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(9) <u>座間市奨学金基金に関する</u> <u>こと。</u></p> |
| <p><u>学校教育課</u></p> | |
| <p><u>学務係</u></p> | |
| <p>(1) <u>県費負担教職員等の任免、服務</u> <u>その他人事に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(2) <u>学校の組織及び学級編成に関す</u> <u>ること。</u></p> | |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(3) <u>学齢簿の編成及び整理保管に関すること。</u></p> <p>(4) <u>児童生徒の就学に関すること。</u></p> <p>(5) <u>通学区域の設定及び変更に関すること。</u></p> <p>(6) <u>教職員互助会に関すること。</u></p> <p>(7) <u>就学援助費（特別支援教育就学奨励費を含む）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>課内の予算調整及び執行管理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>課内庶務及び課内の他の係に属さないこと。</u></p> | <p>(10) <u>学校施設の環境衛生に関すること。</u></p> <p>(11) <u>児童生徒及び教職員の保健安全に関すること。</u></p> <p>(12) <u>学校医、歯科医、薬剤師及び学校保健団体に関すること。</u></p> <p>(13) <u>学校給食施設の整備計画及び管理に関すること。</u></p> <p>(14) <u>学校給食の運営指導助言に関すること。</u></p> <p>(15) <u>小学校給食費の徴収及び経理に関すること。</u></p> <p>(16) <u>通学路に関すること。</u></p> <p>(17) <u>学校災害見舞金に関すること。</u></p> |
| <p><u>保健給食係</u></p> | <p><u>教育指導課</u></p> |
| <p>(1) <u>学校の環境衛生に関すること。</u></p> <p>(2) <u>児童生徒及び教職員の保健安全に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学校医、歯科医、薬剤師及び学校保健団体に関すること。</u></p> <p>(4) <u>学校給食施設の整備計画及び管理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>学校給食の運営指導助言に関すること。</u></p> <p>(6) <u>学校給食関係予算の執行管理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>通学路に関すること。</u></p> <p>(8) <u>学校災害見舞金に関すること。</u></p> <p>(9) <u>学校給食施設に係る国庫補助申請等に関すること。</u></p> | <p>(1) <u>教科用図書及び準教科書の採択に関すること。</u></p> <p>(2) <u>各教科、道徳、特別活動等の指導助言に関すること。</u></p> <p>(3) <u>児童生徒指導、学校保健安全指導、食に関する指導及び進路指導に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教員の研修に関すること。</u></p> <p>(5) <u>座間市学校課題協議会の庶務に関すること。</u></p> <p>(6) <u>座間市学校運営協議会の庶務に関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他学校教育の専門的事項の指導に関すること。</u></p> |
| <p><u>教育指導課</u></p> | <p><u>生涯学習課</u></p> |
| <p><u>指導係</u></p> | <p>(1) <u>生涯学習の推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公民館の支援及び連絡調整に関すること。</u></p> |
| <p>(1) <u>教科用図書の採択の事務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>準教科書の採択に関すること。</u></p> | |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(3) <u>各教科、道徳、特別活動等の指導助言に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教科用図書その他教材等の取扱い、研究及び指導に関すること。</u></p> <p>(5) <u>児童及び生徒指導、学校保健安全指導、食に関する指導並びに進路指導に関すること。</u></p> <p>(6) <u>特別支援教育の研究及び指導に関すること。</u></p> <p>(7) <u>教員の研修に関すること。</u></p> <p>(8) <u>座間市教育支援委員会に関すること。</u></p> <p>(9) <u>就学相談その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。</u></p> <p>(10) <u>課内の予算調整及び執行管理に関すること。</u></p> <p>(11) <u>課内庶務に関すること。</u></p> | <p>(3) <u>社会教育施設の整備計画及び管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>座間市社会教育委員の庶務に関すること。</u></p> <p>(5) <u>市民文化の振興に関すること。</u></p> <p>(6) <u>市民文化会館の管理運営に関すること。</u></p> <p>(7) <u>公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(8) <u>文化財保護に関すること。</u></p> <p>(9) <u>座間市文化財保護委員会の庶務に関すること。</u></p> <p>(10) <u>開発事業に伴う埋蔵文化財保護に係る協議及び指導に関すること。</u></p> <p>(11) <u>市史関連刊行物の編さんに関すること。</u></p> <p>(12) <u>市史資料の収集・保存及び調査研究・公開に関すること。</u></p> <p>(13) <u>座間市市史編さん審議会の庶務に関すること。</u></p> |
| <p>生涯学習課</p> | |
| <p>生涯学習係</p> <p>(1) <u>座間市社会教育委員に関すること。</u></p> <p>(2) <u>生涯学習の推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>社会教育関係団体の育成に関すること。</u></p> <p>(4) <u>市立公民館の支援及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(5) <u>社会教育施設の建設計画及び管理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>社会教育施設に係る国庫補助等の申請に関すること。</u></p> | |

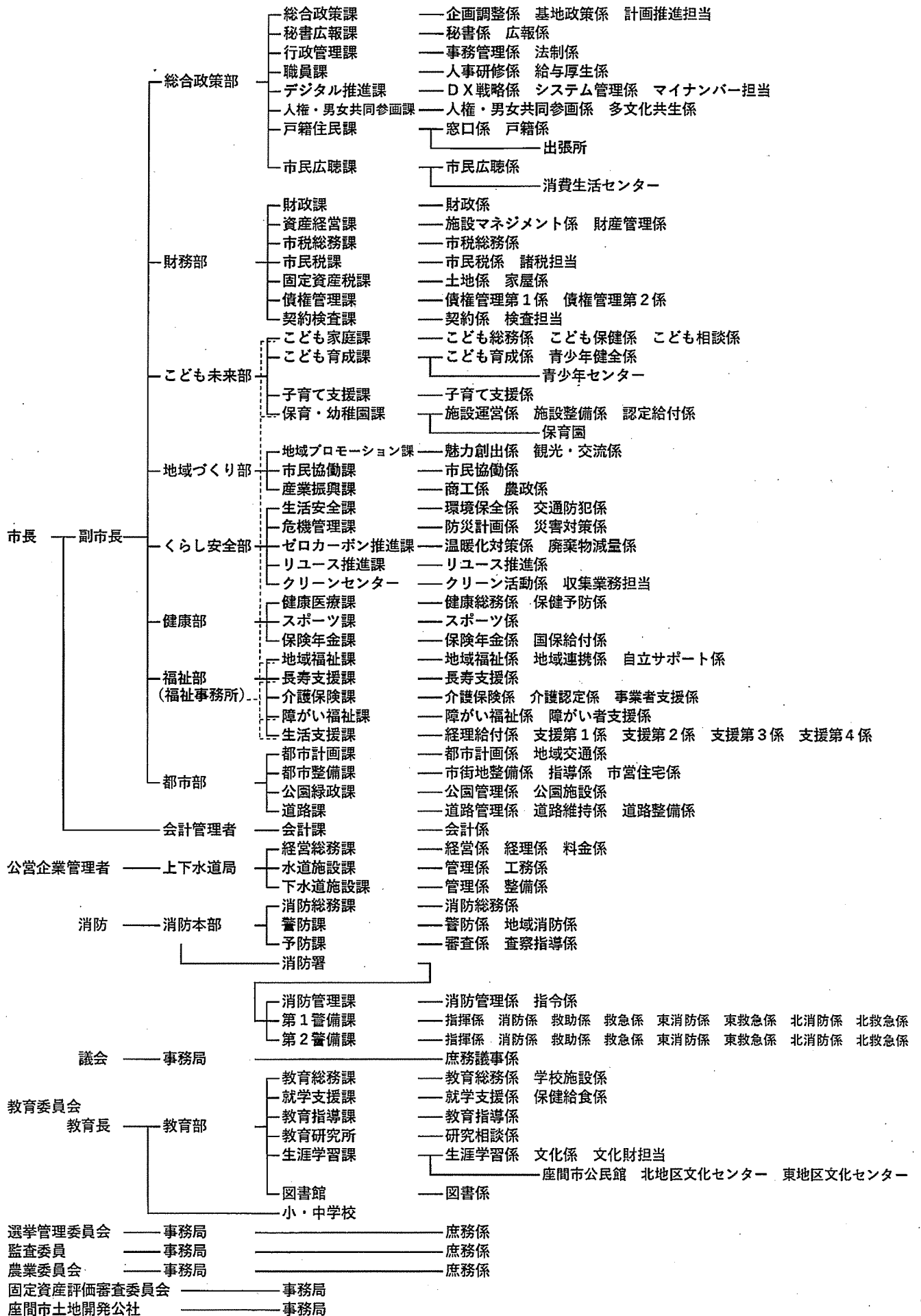
| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(7) <u>課内の予算調整及び執行管理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>課内庶務及び課内の他の係に属さないこと。</u></p> <p>文化係</p> <p>(1) <u>文化行政の企画、調整及び推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市民文化等の振興の推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>余暇対策の調査研究に関すること。</u></p> <p>(4) <u>公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団の統括に関すること。</u></p> <p>(5) <u>市民文化会館の管理運営に関すること。</u></p> <p>市史文化財担当</p> <p>(1) <u>市史の編さんに関すること。</u></p> <p>(2) <u>市史資料の収集及び保管に関すること。</u></p> <p>(3) <u>座間市市史編さん審議会に関すること。</u></p> <p>(4) <u>文化財保護に関すること。</u></p> <p>(5) <u>座間市文化財保護委員会に関すること。</u></p> <p>(6) <u>開発事業に伴う文化財保護等に係る協議及び指導に関すること。</u></p> <p>(附属機関)</p> <p>第7条 法令に基づき設けられた附属機関は、次のとおりである。</p> | <p>(附属機関)</p> <p>第7条 法令に基づき設けられた附属機関は、次のとおりである。</p> |

| 現行 | | 改正案 | |
|---|--|---|--|
| 名称 | 所掌事務 | 名称 | 所掌事務 |
| (略) | | (略) | |
| 座間市市史編さん審議会 | 市史の編さんに当たり教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。 | 座間市市史編さん審議会 | 市史の編さんに当たり教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。 |
| 学校課題協議会 | いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の規定に基づき、いじめの重大事態に係る事実関係を調査し、また、他の学校課題に対し協議・助言を行うこと。 | 座間市学校課題協議会 | いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の規定に基づき、いじめの重大事態に係る事実関係を調査し、また、他の学校課題に対し協議・助言を行うこと。 |
| <p><u>(教育機関)</u></p> <p>第8条 座間市立学校の設置に関する条例（昭和39年座間市条例第15号）に基づき設けられた学校は、学校教育課に属する。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) 座間市立公民館運営審議会に関すること。</p> <p>(2) 成人学級を開設すること。</p> <p>(3) 定期講座を開設すること。</p> <p>(4) 討論会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。</p> <p>(5) 図書、記録、模型及び資料を備え、その利用を図ること。</p> <p>(6) 社会教育関係団体、機関等の連絡を図ること。</p> <p>(7) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</p> | | <p>第8条 削除</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) 公民館事業の企画及び実施に関すること。</p> <p>(2) 公民館施設の管理及び利用に関すること。</p> <p>(3) 図書室の管理及び利用に関すること。</p> <p>(4) 社会教育関係団体及び機関の連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 社会教育関係団体の育成及び支援に関すること。</p> <p>(6) 座間市立公民館運営審議会の庶務に関すること。</p> <p>(7) 公印の管理に関すること。</p> | |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>第11条 座間市立図書館条例（昭和53年座間市条例第12号）に基づき設けられた図書館に庶務係及び奉仕係を置き、その分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>庶務係</p> <p>(1) 図書館運営の企画及び調査に関すること。</p> <p>(2) 図書館施設等の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 公印の管理に関すること。</p> <p>(4) 文書の收受、編集及び保存に関すること。</p> <p>(5) 座間市立図書館協議会に関すること。</p> <p>(6) 図書館の予算調整及び執行管理に関すること。</p> <p>(7) 館内庶務その他館内の他の係に属さないこと。</p> <p>奉仕係</p> <p>(1) 図書館資料の選択及び収集に関すること。</p> <p>(2) 図書館資料の整備及び保管に関すること。</p> <p>(3) 図書館資料の閲覧及び貸出に関すること。</p> <p>(4) 参考資料の紹介及び提供に関すること。</p> <p>(5) 講演会、読書会等の主催及び奨励に関すること。</p> <p>(6) 移動図書館の運営及び団体貸出に関すること。</p> <p>(7) 他の図書館等の連絡及び協力に関すること。</p> | <p>第11条 座間市立図書館条例（昭和53年座間市条例第12号）に基づき設けられた図書館に図書係を置き、その分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 図書館運営の企画及び調査に関すること。</p> <p>(2) 図書館施設の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 公印の管理に関すること。</p> <p>(4) 座間市立図書館協議会の庶務に関すること。</p> <p>(5) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。</p> <p>(6) 図書館資料の閲覧及び貸出に関すること。</p> <p>(7) 読書案内及び調査研究の相談に関すること。</p> <p>(8) 読書普及活動に関すること。</p> <p>(9) 移動図書館の運営に関すること。</p> <p>(10) 他の図書館との連絡及び協力に関すること。</p> <p>(11) 図書館関係団体及び機関との連絡及び協力に関すること。</p> <p>(12) 視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(13) その他図書館の目的達成に必要なこと。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(8) <u>図書館資料の寄贈及び寄託に関すること。</u></p> <p>(9) <u>図書館関係団体の育成に関すること。</u></p> <p>(10) <u>その他図書館奉仕活動に関すること。</u></p> <p>(11) <u>視聴覚ライブラリーに関すること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第12条 <u>座間市教育研究所条例(昭和58年座間市条例第10号)に基づき設けられた教育研究所は、教育部に属し、その分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>公印の管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育に関する調査及び研究に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育関係職員の研修に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教育相談に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教育に関する図書及び資料の収集並びに整備に関すること。</u></p> <p>(6) <u>教育史の編さんに関すること。</u></p> <p>(7) <u>教材の開発及び研究に関すること。</u></p> <p>(8) <u>教育支援教室の運営に関すること。</u></p> <p>(9) <u>情報教育に関すること。</u></p> <p>(10) <u>その他教育研究所の目的達成に必要なこと。</u></p> <p>(11) <u>所内の予算調整及び執行管理に関すること。</u></p> <p>(12) <u>所内庶務に関すること。</u></p> | <p>2 (略)</p> <p>第12条 <u>座間市教育研究所条例(昭和58年座間市条例第10号)に基づき設けられた教育研究所に研究相談係を置き、その分掌事務は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>教育に関する調査及び研究に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育関係職員の研修に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育に関する図書及び資料の収集及び整備に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教科用図書その他教材の取扱い、研究及び指導に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教材の開発及び研究に関すること。</u></p> <p>(6) <u>情報教育に関すること。</u></p> <p>(7) <u>教育史の編さんに関すること。</u></p> <p>(8) <u>教育相談に関すること。</u></p> <p>(9) <u>教育支援教室の運営に関すること。</u></p> <p>(10) <u>特別支援教育の研究及び指導に関すること。</u></p> <p>(11) <u>座間市教育支援委員会の庶務に関すること。</u></p> <p>(12) <u>就学相談に関すること。</u></p> <p>(13) <u>公印の管理に関すること。</u></p> <p>(14) <u>その他教育研究所の目的達成に必要なこと。</u></p> <p>2 <u>教育研究所は、教育部に属する。</u></p> |

座間市行政組織図(案)



議案第10号

座間市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会公印規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月20日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織の改正に伴い提案するものである。

座間市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会公印規則（昭和61年座間市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。





別表中「学校教育課長」を「就学支援課長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

座間市教育委員会公印規則新旧対照表 (案)

| 現行 | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | |
|----------------|-----|--------------|----|----|----|-----|--------------------------|--------|----|--------------|----|----|----|-----|--------|--------------------------|-----|
| 別表 (第2条関係) | | | | | | | 別表 (第2条関係) | | | | | | | | | | |
| 職印 | | | | | | | 職印 | | | | | | | | | | |
| 公印の名称 | 書体 | 寸法 ミリメートル | 形式 | 印材 | 個数 | 管理者 | 用途 | 公印の名称 | 書体 | 寸法 ミリメートル | 形式 | 印材 | 個数 | 管理者 | 用途 | | |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | | | | | |
| 教育機関長及び同職務代理人印 | (略) | | | | | | 校長名をもつてする文書 | 中原小学校長 | 木印 | 1 | | | | 1 | 中原小学校長 | 校長名をもつてする文書 | |
| | てん書 | 方 | 21 | | | | | | | | | | | | | | てん書 |
| 同職務代理人印 | (略) | | | | | | 学校長職務代理者執務のとき学校長印に準じて用いる | 学校教育課長 | 木印 | 1 | | | | 1 | 就学支援課長 | 学校長職務代理者執務のとき学校長印に準じて用いる | |
| | てん書 | 方 | 21 | | | | | | | | | | | | | | てん書 |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | | | | | |

| 現行 | | | | | | | 改正案 | | | | | | |
|-----|-----|-----|---|----|---|--------------------------|-----|-----|-----|--|----|---|------------------------------------|
| | てん書 | 方21 |  | 木印 | 1 | 南中学校長 校長名をもつてする文書 | | てん書 | 方21 |  | 木印 | 1 | 南中学校長 校長名をもつてする文書 |
| | てん書 | 方21 |  | 木印 | 1 | 学校長職務代理人執行するとき学校長印に準じ用いる | | てん書 | 方21 |  | 木印 | 1 | 就学支援課長 学校長職務代理人執行するとき学校長印に準じ用いる |
| | (略) | | | | | | | (略) | | | | | |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | |

議案第 11 号

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘

提案理由

地方公務員法の一部改正並びに座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織の改正に伴い提案するものである。

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則（昭和52年座間市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第4条第1項中「、図書館」の次に「及び教育研究所」を加え、同条第3項中「図書館」の次に「又は教育研究所」を加える。

第8条の見出し中「職員の種類」を「職員及び職の設置」に改め、同条中「又は非常勤の職員の種類は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）、「同法」を「の職員は、地方公務員法」に、「（以下「臨時的任用職員」という。）とする」を「とし、教育委員会は、必要と認めるときは、臨時の職として、第6条第1項に掲げる職の名に臨時を冠した職を置くことができる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 非常勤の職員は、地方公務員法第22条の2第1項の規定により任用された職員とし、教育委員会は、必要と認めるときは、非常勤の職として、事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員又は労務補佐員を置くことができる。

第9条を次のように改める。

（法令に基づく職の併用）

第9条 職に関し、法令その他特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、その職を併せて置くことができる。

第10条を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表（案）

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(教育機関における職等)</p> <p>第2条 教育委員会の職員のうち臨時又は非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）以外の職員の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第4条 座間市立図書館（以下「図書館」という。）、座間市立公民館（以下「公民館」という。）に館長を、座間市教育研究所（以下「教育研究所」という。）に所長を、図書館の係に係長を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公民館長は公民館の、係長は図書館の係の事務を掌理する。</p> <p>4・5 (略)</p> | <p>(教育機関における職等)</p> <p>第2条 教育委員会の職員のうち臨時又は非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）以外の職員の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第4条 座間市立図書館（以下「図書館」という。）、座間市立公民館（以下「公民館」という。）に館長を、座間市教育研究所（以下「教育研究所」という。）に所長を、<u>図書館及び教育研究所の係</u>に係長を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公民館長は公民館の、係長は<u>図書館又は教育研究所の係</u>の事務を掌理する。</p> <p>4・5 (略)</p> |
| <p>(臨時又は非常勤の職員の種類)</p> <p>第8条 <u>臨時又は非常勤の職員の種類は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）</u>、同法第22条の3第4項及び第26条の6第7項第2号並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員（以下「<u>臨時的任用職員</u>」という。）とする。</p> | <p>(臨時又は非常勤の職員及び職の設置)</p> <p>第8条 <u>臨時の職員は、地方公務員法第22条の3第4項及び第26条の6第7項第2号並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員とし、教育委員会は、必要と認めるときは、臨時の職として、第6条第1項に掲げる職の名に臨時を冠した職を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>非常勤の職員は、地方公務員法第22条</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><u>(臨時又は非常勤の職員の職)</u></p> <p>第9条 第3条から第6条までに規定する職のほか、臨時の職として、第6条第1項に掲げる職の名に臨時を冠した職を、非常勤の職として、事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員又は労務補佐員を置くことができる。</p> <p>2 前項の職にある者は、上司の命を受け、特定の事務若しくは技術又は単純な労務に従事する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(臨時又は非常勤の職に充てる職員)</u></p> <p>第10条 前条第1項の規定により設けられた職には、臨時的任用職員又は会計年度任用職員をもって充てる。</p> | <p><u>の2第1項の規定により任用された職員とし、教育委員会は、必要と認めるときは、非常勤の職として、事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員又は労務補佐員を置くことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(法令に基づく職の併用)</u></p> <p>第9条 職に関し、法令その他特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、その職を併せて置くことができる。</p> |

議案第12号

座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月20日提出

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘

提案理由

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織の改正に伴い提案するものである。

座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会事務決裁規程（昭和58年座間市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「学校教育課」を「就学支援課」に改め、同表庶務経理の項中「4 奨学生の決定」を削り、同表就学の項中

「就学猶予及び免除」を「1 就学猶予及び免除
2 奨学生の決定」に改め、同表教育指

導課の項中「3 特別支援学級の設置」及び「3 特別支援学級等への就学措置」を削り、同表教育研究所の項を次のように改める。

| | | | | |
|-------|------|---|--|--|
| 教育研究所 | 教育研究 | <ol style="list-style-type: none"> 1 教育相談の報告 2 特別支援学級の設置 3 調査・研究の計画で特に重要なもの 4 情報教育の計画で特に重要なもの | <ol style="list-style-type: none"> 1 教育相談の指導 2 調査・研究の計画で一般的なもの 3 情報教育の計画で一般的なもの | <ol style="list-style-type: none"> 1 教育相談の実施 2 教育研究所の管理運営 3 関係機関との連絡・調整 4 調査・研究の実施 5 教育資料の収集 6 教育支援教室の運営 7 特別支援学級等への就学措置 8 情報教育の推進 |
|-------|------|---|--|--|

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

座間市教育委員会事務決裁規程新旧対照表（案）

| 現行 | | | | | 改正案 | | | | |
|-------------|--------|----------------------|-------|-------------------------|-------------|--------|----------------------|-------|-------------------------|
| 別表第2（第4条関係） | | | | | 別表第2（第4条関係） | | | | |
| 課名 | 決裁区分 | 教育長 | 部長 | 課長 | 課名 | 決裁区分 | 教育長 | 部長 | 課長 |
| | 決裁事項 | | | | | 決裁事項 | | | |
| 教育総務課 | | 1 施策の調整 | 執行の調整 | 1 事務の調整 | 教育総務課 | | 1 施策の調整 | 執行の調整 | 1 事務の調整 |
| | 庶務及び告示 | 2 規則等の公布及び告示 | | 2 公務災害の認定・療養請求 | | 庶務及び告示 | 2 規則等の公布及び告示 | | 2 公務災害の認定・療養請求 |
| 教育総務課 | 経理 | 3 公務災害の報告 | | 3 関係機関との連絡 | 教育総務課 | 経理 | 3 公務災害の報告 | | 3 関係機関との連絡 |
| | | 4 奨学生決定 | | 4 経理事務の指導 | | | 4 奨学生決定 | | 4 経理事務の指導 |
| (略) | | | | | (略) | | | | |
| 学校教育課 | 教職員 | 1 校長及び教頭を除く教職員の任免の内申 | | 1 臨時及び非常勤の教職員の任免の内申 | 就学支援課 | 教職員 | 1 校長及び教頭を除く教職員の任免の内申 | | 1 臨時及び非常勤の教職員の任免の内申 |
| | | 2 校長の3日を超える休暇 | | 2 校長を除く教職員の職務に専念する義務の免除 | | | 2 校長の3日を超える休暇 | | 2 校長を除く教職員の職務に専念する義務の免除 |
| 学校教育課 | 教職員 | 3 校長の職務に専念する義務の免除 | | 3 5日を超える出張 | 就学支援課 | 教職員 | 3 校長の職務に専念する義務の免除 | | 3 5日を超える出張 |
| | | 4 営利 | | 4 定期昇給の内申 | | | 4 校長の職務に専念する義務の免除 | | 4 定期昇給の内申 |
| | | | | 5 履歴の照合 | | | | | 5 履歴の照合 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|---------------------|--|---------------------|---|---------------------|--|---------------------|---|
| | 企業等の 従事許可 5 校長 の宿泊を 要する出張 6 特別 昇給の内 申 | | 6 教育実 習の承認 | | 企業等の 従事許可 5 校長 の宿泊を 要する出張 6 特別 昇給の内 申 | | 6 教育実 習の承認 |
| 就学 | 就学猶 予及び免 除 | | 1 入学・ 転入学の通 知 2 区域外 就学の許可 及び指定校 の変更 3 学齢簿 の編成 4 就学奨 励費（特別 支援教育就 学奨励費を 含む）の認 定 | 就学 | 1 就学 猶予及び 免除 2 奨学 生の決定 | | 1 入学・ 転入学の通 知 2 区域外 就学の許可 及び指定校 の変更 3 学齢簿 の編成 4 就学奨 励費（特別 支援教育就 学奨励費を 含む）の認 定 |
| (略) | | | | (略) | | | |
| 学校 保 健・ 給食 | 事故報 告で特に 重要なも の | 事故報 告で一般 的なもの | 1 健康診 断の計画・ 実施 2 学校災 害見舞金の 支給 3 給食の 実施に伴う | 学校 保 健・ 給食 | 事故報 告で特に 重要なも の | 事故報 告で一般 的なもの | 1 健康診 断の計画・ 実施 2 学校災 害見舞金の 支給 3 給食の 実施に伴う |

| 現行 | | | | | 改正案 | | | | |
|---------------|-----------|--------------------|-------------------|--|---------------|-----------|--------------------|-------------------|--|
| | | | | 報告申請等 4 災害共済給付金の申請 5 関係機関との連絡・調整 | | | | | 報告申請等 4 災害共済給付金の申請 5 関係機関との連絡・調整 |
| 教育 指導 課 | 指導 | 1 教職員研修の計画で特に重要なもの | 1 教職員研修の計画で一般的なもの | 1 教職員研修の実施 2 学校指導の実施 3 特別支援学級等への就学措置 | 教育 指導 課 | 指導 | 1 教職員研修の計画で特に重要なもの | 1 教職員研修の計画で一般的なもの | 1 教職員研修の実施 2 学校指導の実施 |
| | | 2 学校指導の計画で特に重要なもの | 2 学校指導の計画で一般的なもの | | | | 2 学校指導の計画で特に重要なもの | 2 学校指導の計画で一般的なもの | |
| | | 3 特別支援学級の設置 | | | | | | | |
| (略) | | | | | (略) | | | | |
| 図書館 | (略) | | | | 図書館 | (略) | | | |
| | 視聴覚ライブラリー | | | 視聴覚ライブラリーの管理・運営 | | 視聴覚ライブラリー | | | 視聴覚ライブラリーの管理・運営 |
| 教育 研究 所 | 教育 研究 | 1 教育相談の報告 | 1 教育相談の指導 | 1 教育相談の実施 2 教育研究所の管理運営 | 教育 研究 所 | 教育 研究 | 1 教育相談の報告 | 1 教育相談の指導 | 1 教育相談の実施 2 教育研究所の管理運営 |
| | | 2 調査・研究の計画で | 2 調査・研究の計画で | | | | 2 特別支援学級の設置 | 2 調査・研究の計画で | |
| | | | | 3 関係機 | | | | | 3 関係機 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--------------------|-------------------|-------------|-----|--------------------|-------------------|-----------------|
| | 特に重要なもの | 一般的なもの | 関との連絡・調整 | | 3 調査・研究の計画で特に重要なもの | 一般的なもの | 関との連絡・調整 |
| | 3 情報の教育の計画で特に重要なもの | 3 情報の教育の計画で一般的なもの | 4 調査・研究の実施 | | 4 情報の教育の計画で特に重要なもの | 3 情報の教育の計画で一般的なもの | 4 調査・研究の実施 |
| | | | 5 教育資料の収集 | | | | 5 教育資料の収集 |
| | | | 6 教育支援教室の運営 | | | | 6 教育支援教室の運営 |
| | | | 7 情報教育の推進 | | | | 7 特別支援学級等への就学措置 |
| | | | | | | | 8 情報教育の推進 |

議案第13号

座間市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会文書管理規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月20日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織の改正に伴い提案するものである。

座間市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会文書管理規程（昭和61年座間市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表1中「学校教育課」を「就学支援課」に、「教学」を「教就」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

座間市教育委員会文書管理規程新旧対照表（案）

| 現行 | | 改正案 | |
|---------------|-------|---------------|-------|
| 別表 1（第 2 条関係） | | 別表 1（第 2 条関係） | |
| 課等名 | 文書の記号 | 課等名 | 文書の記号 |
| (略) | | (略) | |
| 学校教育課 | 教学 | 就学支援課 | 教就 |
| (略) | | (略) | |

議案第14号

教育関係予算案に関する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別添の教育関係予算案に関し、異議のない旨を申し出ることについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和5年2月20日提出

座間市教育委員会

教育長 木島 弘

提案理由

令和5年度座間市一般会計当初予算案について提案するものである。